

令和5年度 えにわマルシェ新規登録案内



えにわマルシェ登録説明資料

目次

えにわマルシェ出店要領（令和5年度保存版）	1
令和4年度えにわマルシェ開催実績.....	5
令和5年度えにわマルシェ開催予定.....	6
えにわマルシェ出店の流れ（本開催・プチ・出張マルシェ編）	9
えにわマルシェ出店の流れ（出前マルシェ編）	10
よくある質問.....	11
えにわマルシェ実行委員会会則	12
令和5年度えにわマルシェ実行委員会組織体系図.....	15
～えにわマルシェ実行委員募集中～	16

えにわマルシェ出店要領（令和5年度保存版）

1. えにわマルシェの目的

「市民のためのつながるマルシェ」をコンセプトに、様々なつながりを活かして、市民や各団体が垣根を越えて協力し、多くの人々が楽しく、幸せになる恵庭らしいマルシェを開催する。

それにより、まちの活性化を図り、市内経済の振興、恵庭の知名度向上に資することを目指します。

2. 登録条件

以下の条件全てに当てはまり、他団体等のイベントより出店依頼があった際、登録者を斡旋するために連絡先等の個人情報を提供可能な者。

登録者については以下の条件を満たしていると、総会（または実行委員会）で判断された後、本登録となります。

- (一) 「えにわマルシェ会則」及び「えにわマルシェ実行委員会」の決定事項に同意いただけること。
- (二) 以下の条件のいずれかを満たしていること。
 - ①原則恵庭市内在住であることもしくは、恵庭市内で自ら生産、加工している個人・団体・法人。
 - ②恵庭市内の高等学校や大学・専門学校またはその在学生で組織する団体。
 - ③その他実行委員会が認める出店者。
- (三) 恵庭の資源・素材などを使用した商品や、恵庭に所縁のある商品の販売・取り扱いが可能であること。
- (四) 販売予定商品が完全オリジナルであり、著作権法に抵触しないこと。
（キャラクターが印刷された布を使用した商品や、既存のイラストやデザインの模倣等により作成した商品の販売は禁止いたします。各自著作権法やブランドの規定等を確認の上、販売を行ってください。）

3. えにわマルシェの運営について

えにわマルシェは、有志の登録会員、協力団体の構成員等で構成される組織で、持続的な発展に向けて、各種イベントの開催に係る全体の企画・運営・調整等自ら行います。

えにわマルシェの組織内で決まったことは「出店要領」などに反映させるなど、その都度ご確認いただいたうえで、ご出店いただくこととなります。

なお、登録者の内こんなアイデアがあるから一緒にやってみたいなど、えにわマルシェの運営に携わりたいなど役員へ希望する方がいましたら、ぜひ事務局まで申し出てください。

4. 部会

部会とは、イベントを自主的に企画・運営するにあたり、飲食部門・手づくり部門に分かれ、話し合いを行う組織です。

えにわマルシェの登録者は、登録内容に応じて「飲食部会」「手づくり部会」、または「企画・会場部会」のいずれかに所属していただきます。

部会では、原則月1回程度開催され、登録している部会に出席し、方針等を決定し、総会（や実行委員会）で最終決定を行うこととなります。

5. 出店に係る基本ルール

(1) 出店準備・後片付け

出店に係る準備・後片付けについては出店者の責任で行うこと。

なお、出店に必要な備品は原則各自でご用意ください。

(2) 装飾・販売レイアウト

①えにわマルシェで用意する「えにわマルシェのぼり」を設置すること。
各個店ののぼり・法被・音響等は原則禁止です。

②テント又はテーブルにはえにわマルシェで用意する「店舗フラッグ」を掲示すること。

③商品を「地面」に置いての販売は禁止です。

④商品表示は特徴、製造方法などを可能な限り表示し、法令等に基づく各種所定の表示を厳守すること。

⑤必ず与えられた枠内での出店を行ってください。

(3) 販売方法

原則として生産者または製造者が自ら対面販売を行うこと。

(4) 価格表示

必ず税込み価格とし、商品価値に応じた適切な価格を出店者自身で設定すること。

(5) ゴミ処理

出店により発生したゴミは原則各店舗で持ち帰ること。

ゴミの発生が予想される店舗は各店舗でゴミ箱を設置するなど、衛生管理を徹底してください。

(6) 火器の使用

屋内開催やプチマルシェの場合は火器の使用はできません。飲食部会な

どで芝の上で火器を使用する場合は、必ずコンパネを敷くなど芝を保護するよう努めてください。

また、火器を使用する場合は、消火器を必ずそれぞれの店舗ごとにご用意願います。

(7) 水道

各出店者への水道の引き込みはできません。開催場所によっては簡易水道が用意されていることもあります。原則各出店者で貯水タンクを設置するなどに対応すること。

(8) 届出

飲食物を販売する際は保健所への臨時営業許可申請が必要です。申請手数料は各出店者でご負担ください。

各出店者の責任において各種法令を確認の上必要に応じて必ず取得し、開催前に事務局へ許可書（写）を1枚提出、当日は原本を掲示してください。

(9) バンダナ

出店者はえんじ色のバンダナ（無地・柄問わず）を身に付けてください。ご自身で用意できない場合は実行委員会でも1枚150円で販売しております。事務局までお問い合わせください。

(10) 売上報告書の提出

出店者には開催1日ごとに売上報告書の記入及び提出をお願いしております。

※個別の売上を第三者へ開示することはありません。

全体実績を把握し、恵庭市への報告値として使用いたします。

(11) その他のルール

各イベントでそれぞれの出店要領が定められます。必ず当要領と併せてご確認の上出店申し込みを行い、出店当日も遵守してください。

6. 登録料及び出店料

(1) 趣旨

マルシェ事業の運営経費や資材購入に充てるものです。

(2) 登録料

年間登録料は無料とします。

(3) 出店料

出店料は開催場所等により条件が異なるのでその都度「出店要領」で決定します。

※期限までに支払いがない場合は出店を取り消す場合がございます。

※出店基本料金、備品貸出料以外に売りに応じた追加の請求等はありません。

(4) キャンセル料

出店料は原則備品使用料等も含め、お申しいただいた内容を全てお支払いいただきます。

※応募数が多く、調整により希望通り出店できないなどの理由で、実行委員会が認める場合は免除できるものとします。

7. 出店調整

登録については、申込から出店までに事前審査があります。

また、各種出店希望をいただいた後に申込多数の場合は希望者の販売品目や会場設備・スペース等の状況に応じて実行委員会にて抽選を行い、決定いたします。ご希望に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。

8. 法令順守

食品衛生法、著作権法など関連法規を遵守した上、出店して下さい。実行委員会が法令に違反していると判断した場合は出店・出品の変更や改善を要請する場合があります。要請に従って頂けない場合、登録を取り消すことがあります。

9. その他（えにわマルシェホームページ）

えにわマルシェの活動内容、提供サービスについて広く認知、理解をしてもらうため、えにわマルシェホームページを2019年4月に開設しました。

イベント情報や、登録会員の個別ページを作成し、事務局からはもちろん、会員自らが情報発信を行うことができます。

会議や出店募集等の各種案内は原則HPで行いますので、各自定期的にご確認ください。



令和4年度えにわマルシェ開催実績

	開催日	開催場所	来場者数	出店数	備考
本開催	8/7 (日)	市民活動センター えにあす	1,122人	22店	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により3年ぶりに開催。当日は手づくり・飲食の出店に加えて子ども縁日を実施し、多くの子ども連れで賑わった。出店者同士の距離も縮まり一体感を創出した。</p> 
プチ マルシェ	5/1~10/30 (計62日間)	道と川の駅 花ロードえにわ	-	延110店	<p>春~秋にかけての土日祝にて出店。道の駅前3店舗、ガーデンエリア4店舗、かのな前2店舗の最大で9店舗の開催枠を令和3年度に設け、特にかのな前での出店が定着し始めている。</p> 
	8/28 12/18 R5.2/26 (3日間)	フレスポ恵み野	-	延19店	<p>偶数月の日曜日限定で出店。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった日程が一部生じたが、実施した際には施設内外の他イベントとの相乗効果を生み出した。</p> 
出張	6/27~7/22 (計17日間)	花の拠点 (はなふる)	-	延49店	<p>ガーデンフェスタ北海道2022 (第39回全国都市緑化北海道フェア) 期間中の平日において、えにわマルシェが出店。全道・全国から来場したお客様にえにわマルシェを知っていただく好機となった。</p> 
出張	中止	札幌駅前通地下広場 憩いの空間	-	-	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。</p>

令和5年度 えにわマルシェ開催予定

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、中止または規模を縮小する場合があります。予めご了承ください。

■本開催

趣旨：「市民のためのつながるマルシェ」をコンセプトに、えにわマルシェの登録者が一堂に介したイベントを開催します。

- ① 開催日 ・令和5年8月6日（日）（予定） ※実施時期は秋・冬も含め検討
- ② 開催場所 ・えにあす他
- ③ 出店数 ・約30店舗前後/日（予定）

■プチマルシェ

趣旨：えにわマルシェをより多くの人に触れてもらうため、「花ロードえにわ」「フレスポ恵み野」において開催します。

【プチマルシェ in 花ロードえにわ】

- ① 開催日 ・令和5年5月3日（水・祝）～10月29日（日）
のうち基本土日祝日（計43日）（予定）
- ② 開催場所 ・道と川の駅「花ロードえにわ」
（恵庭市南島松817番地18）
- ③ 出店数 ・最大5店舗/日（予定）



【プチマルシェ in フレスポ恵み野】

- ① 開催日 ・令和5年4月～令和6年2月（予定）
※偶数月 各月1回開催（最終日曜）
- ② 開催場所 ・「フレスポ恵み野」
（恵み野里美2丁目15番地）
- ③ 出店数 ・最大17店舗/日（予定）



■出張マルシェ

趣旨：『えにわマルシェ』さらには『恵庭市』について、市外の人にも知ってもらうための情報発信の場として、札幌駅前通地下広場にて開催します。

- ① 開催日 ・令和5年9月14日（木）、15日（金）（予定）
- ② 開催場所 ・札幌駅前通地下歩行空間 憩いの空間
- ③ 出店数 ・12店舗／日



■出前マルシェ

趣旨：えにわマルシェの認知度を高め、恵庭を活性化させるため、市内各事業者及びイベント実行委員会と連携し、依頼があればえにわマルシェ登録者が出店します。

①市外

【清田区役所前市民交流広場で開催される きよフェスへの出店】

②市内

【花とくらし展、サッポロビールおんこ祭りへの出店などを検討】



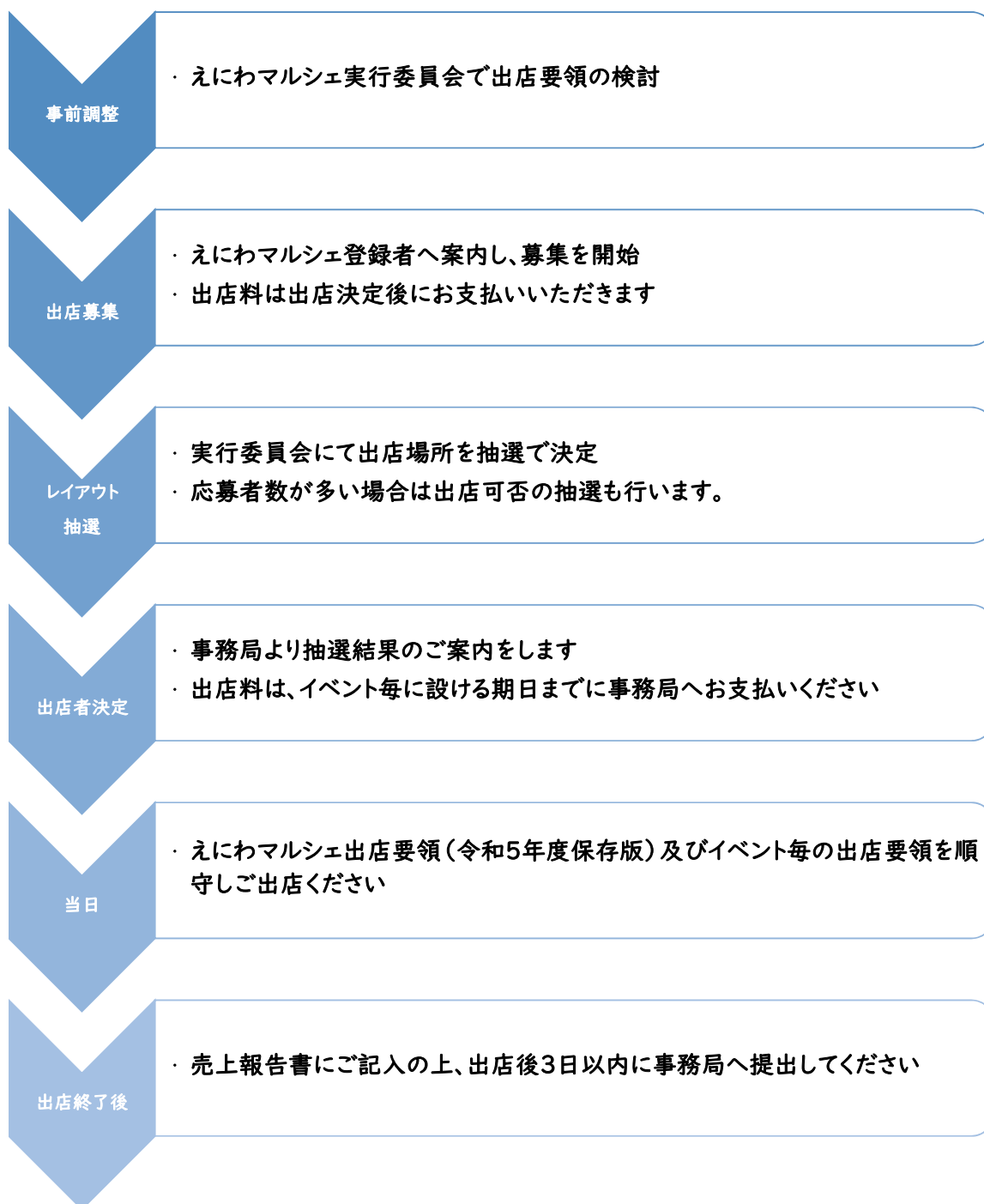
令和5年度についても出店の機会については、
各種イベント等開催の状況によって判断します。



令和5年度 えにわマルシェ年間スケジュール(予定)

月	時期	イベント名	月	時期	イベント名	
4月	上旬		10月	上旬	5/3 ~ 10/29 【プチ】 in 花ロード えにわ	
	中旬	4/30【プチ】 in フレスポ ※中止		中旬		10/29【プチ】 in フレスポ
	下旬			下旬		
5月	上旬	5/3 ~ 10/29 【プチ】 in 花ロード えにわ	11月	上旬		
	中旬			中旬		
	下旬			下旬		
6月	上旬	土・日・ 祝日 (出店 希望の あった日)	12月	上旬		
	中旬			中旬		
	下旬			下旬	12/17【プチ】 in フレスポ	
7月	上旬		1月	上旬		
	中旬			中旬		
	下旬			下旬		
8月	上旬		2月	上旬		
	中旬			中旬		
	下旬	8/27【プチ】 in フレスポ		下旬	2/25【プチ】 in フレスポ	
9月	上旬		3月	上旬		
	中旬	9/14・15 チカホ マルシェ		中旬		
	下旬			下旬		

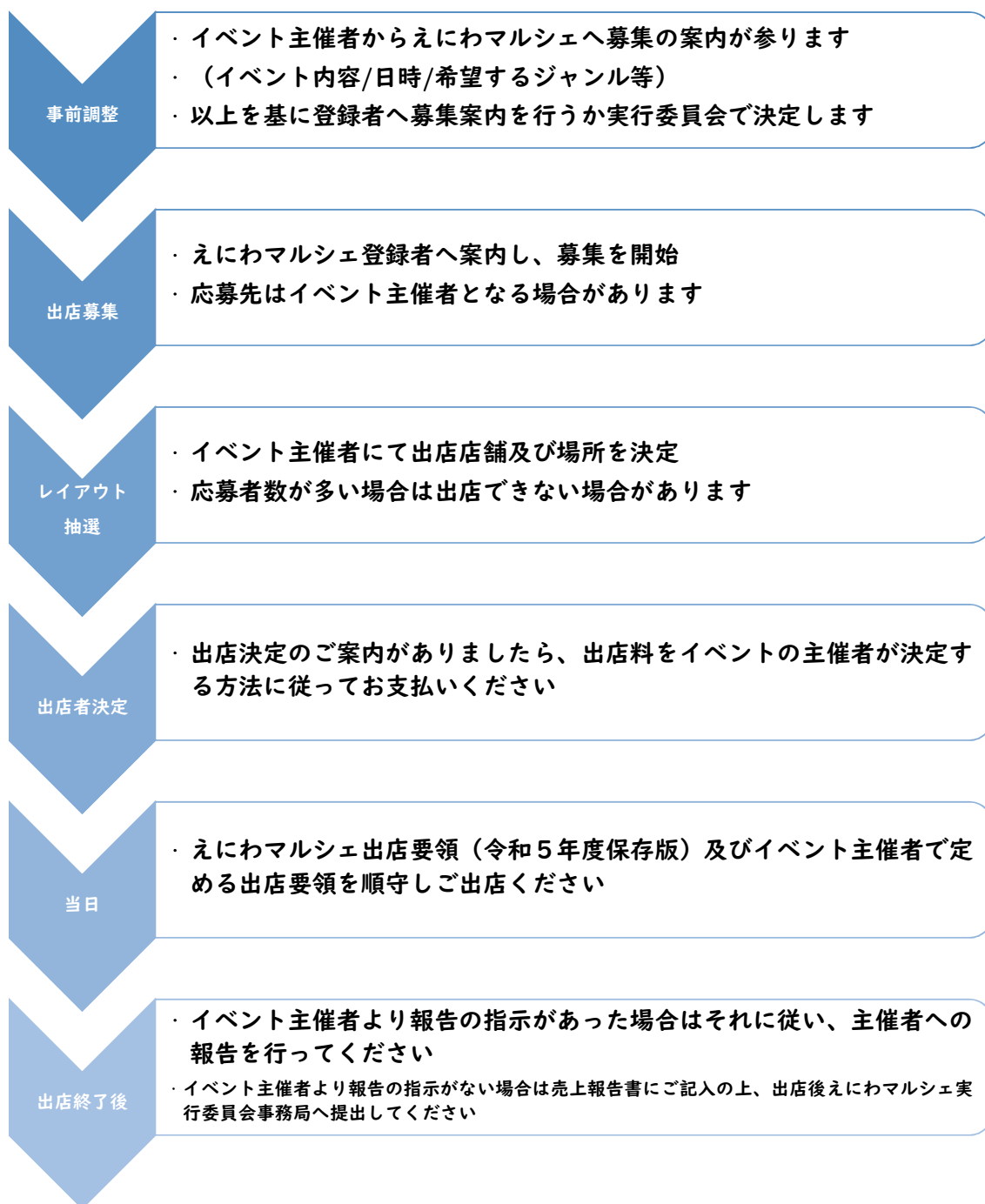
えにわマルシェ出店の流れ (本開催・プチ・出張マルシェ編)



概要

- ・ えにわマルシェ実行委員会が主催となります。(問い合わせ等は事務局まで)
→ 出店要領は実行委員会で決定しています。
- ・ 開催に必要な経費から出店料を設定しております。
→ イベントの規模や内容により、出店料が変動します。予めご了承ください。
- ・ 出店者全員で協力し、作り上げ開催するイベントです。

えにわマルシェ出店の流れ (出前マルシェ編)



概要

- ・ えにわマルシェが主催ではありません。(問い合わせ等はイベント主催者へ)
- ・ 出店要領は主催者が決定します。
- ・ 出店するためにかかる出店料及び設備に関することは出店者それぞれでご負担ください。
- ・ えにわマルシェ出店要領(令和5年度保存版)にも従い、出店を行ってください。

■よくある質問・・・

Q:出店料は何に使われているのですか？

A:主に会場使用料、備品賃借料、警備料費用等、えにわマルシェを開催するための費用として使用しております。出来るだけ安価に設定しており、たくさんの方にご出店いただいた場合に収支が合う程度の料金設定となっていることをご理解いただければ幸いです。

Q:会場レイアウトや出店場所はどのように決めているのですか？

A:えにわマルシェは出店者を中心とした「実行委員会」形式で運営しています。そこで出た意見や要望を可能にしていくように調整していくのが事務局（市役所）です。会場レイアウトも出店配置も実行委員会で決定しており、配置については公平性を保つために抽選や実行委員会による調整を反映し、決定しております。（出店日数等を配慮し、調整を行っております。）

Q: 既製品やリサイクル品を販売することはできますか？

A:えにわマルシェはフリーマーケットではありませんので、そういった商品の販売はできません。また、キャラクター生地やブランド生地を使った手作り品を販売することは著作権法違反となりますので禁止いたします。そのため今回の登録についても販売商品画像の提出を必須としています。要領違反店舗は登録の取り消し可能性もありますので十分注意して販売してください。

Q:自分の持っている備品を持ってきて使ってもいいのでしょうか？

A:会場によって、無料・有料での貸出し備品を用意することがありますが、出店スペース内であれば持ち込んだものを使って頂いても構いません。ただし、他の出店者に迷惑のかからないようにご配慮ください。

ご意見・ご要望をお持ちの方はぜひ
実行委員会へご参加ください

えにわマルシェ実行委員会会則

(目的)

第1条 「市民のためのつながるマルシェ」をコンセプトに、様々なつながりを活かして、市民や各団体が垣根を越えて協力し、多くの人々が楽しく、幸せになる恵庭らしいマルシェを開催する。それにより、まちの活性化を図り、市内経済の振興、恵庭の知名度向上に資することを目指します。

(名称)

第2条 本会は、えにわマルシェ実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(事務・事業)

第3条 本会で掌理する事業は、「えにわマルシェ」開催に関わる事業とし、次の事務を行う。

- (1) マルシェの各種事業の開催に係る全体の企画・運営調整に関する事項
- (2) 新規店舗登録の審査
- (3) その他事業実施に必要と認めた事項

(組織)

第4条 本会を組織する委員は、第1条の目的を理解し行動することができ、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本会の目的達成に必要な市民団体の構成員及び市民
- (2) えにわマルシェの登録者のうち、本会への参加を希望する者
- (3) その他委員長が認める者

(役員)

第5条 本会は、次の役員をおき、委員長1名、副委員長1名以上、監事1名以上で組織する。

(役員を選出)

第6条 委員長及びその他の役員は、委員の互選とする。

- 2 役員任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。
- 3 役員が、都合により退任する場合、役員互選により、後任者を選出する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 委員長は、役員を代表して会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計事務を監査する。

(会議の種類)

第8条 本会に係る会議は、総会、役員会及び部会とする。

(総会)

第9条 総会は、第4条第1号に掲げる全ての構成員に対し、役員会で重要と認められた事項の報告すべき場とする。

- 2 総会の附議事項は次のとおりとする。
 - (1) 会則の変更に関する事。
 - (2) 事業計画並びに予算及び決算に関する事。
 - (3) 役員会において委任された事。
 - (4) 部会へ付託する事項に関する事。
 - (5) その他事業実施に必要と認める事。
- 3 総会の決議は、出席者の過半数をもって決定する。この場合において、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(役員会)

第10条 本会に役員会を置く。

- 2 役員会は、第5条の役員をもって構成し、必要に応じ委員長が招集する。
- 3 役員会において決議すべき事項は、総会提出議案、その他業務推進に必要と委員長が認めた事項とする。
- 4 役員会の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(部会)

第11条 本会に部会を置く。

- 2 委員等は、次の各号のいずれかの部会に所属するものとする。この場合において、委員等は、複数の部会に所属することができる。
 - (1) 企画・会場部会
 - (2) 手作り部会
 - (3) 飲食部会
- 3 部会は、次に掲げる事項について協議をするものとする。

- (1) 事業の実施に関し本会より委任された事項
 - (2) 事業を実施するに当たり必要な事項
 - (3) その他当該部会に関する事項
- 4 部会は、第4条第2号に掲げる委員等で構成し、部会長1名、副部会長1名以上、その他部員数名をもって組織する。
 - 5 部会は、必要に応じて部会長が招集する。
 - 6 部会長は、本会の副委員長をもって充てる。
 - 7 部会長は、部会の審議に係る経過及び結果を本会に報告する。
 - 8 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を部会に参画させることができる。
 - 9 本会は、必要に応じて新たな部会を設置することができる。

(事務局)

第12条 本会の事務及び会計を処理するため事務局を設け、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 1名
- (3) 事務局員 若干名

(会計年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(経費)

第14条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもってあてる。

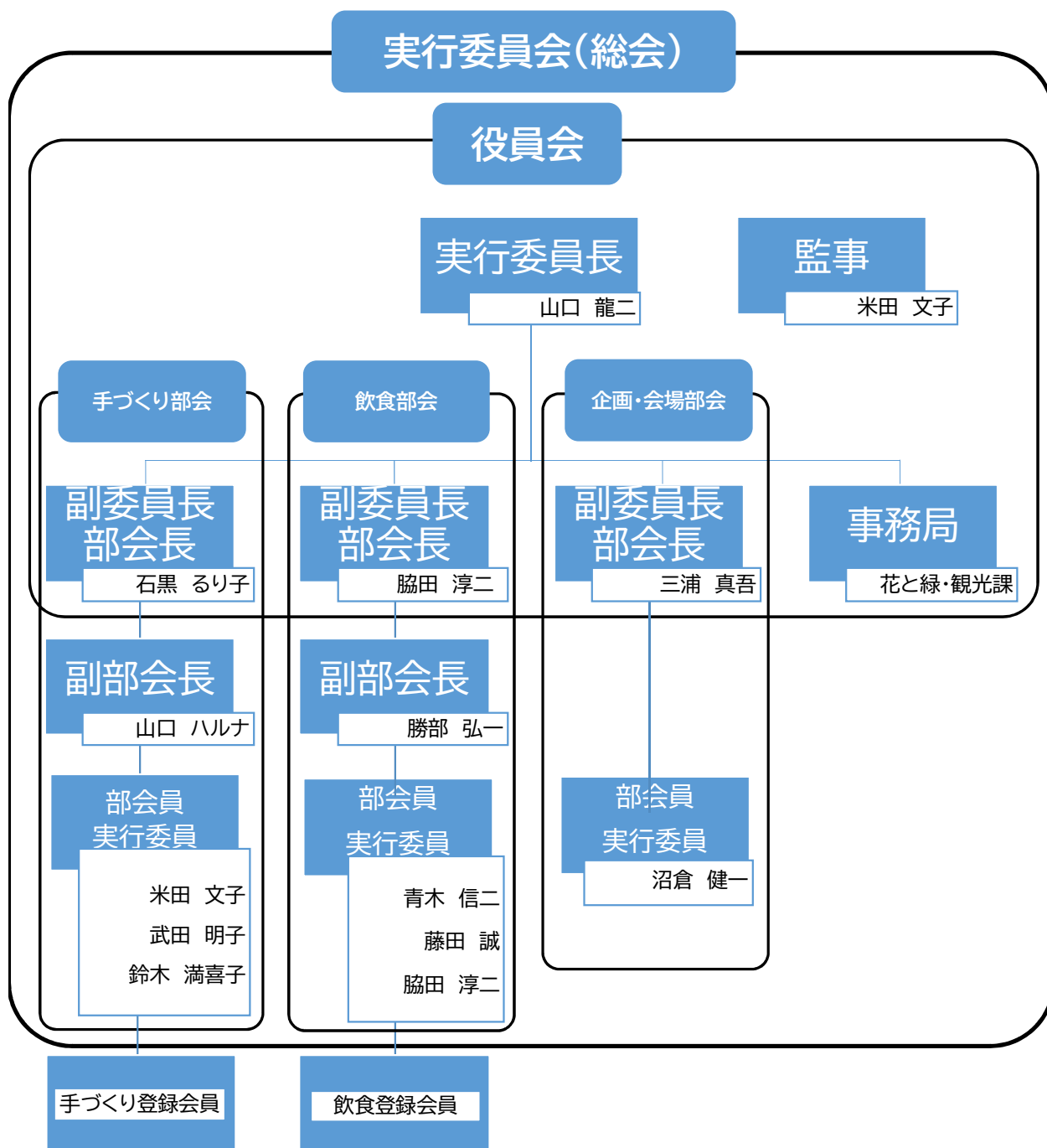
(その他)

第15条 この会則にない事項については、本会においてその都度協議し決定する。

附則

- 1 この会則は、平成23年6月16日から施行する。
- 2 平成23年9月15日一部改正
- 3 平成25年4月1日一部改正
- 4 平成26年4月1日一部改正
- 5 平成27年4月1日一部改正
- 6 平成28年4月1日一部改正
- 7 令和02年4月1日一部改正
- 8 令和02年4月15日一部改正
- 9 令和04年4月20日一部改正

令和5年度 組織体制



実行委員会

有志の登録会員、協力団体の構成員等で構成される組織で、えにわマルシェの持続的な発展に向けて、各種イベントの開催に係る全体の企画・運営・調整などを行います。

部会

イベントを自主的に企画・運営するにあたり、飲食部門・手づくり部門に分かれ、話し合いを行う組織です。えにわマルシェの登録会員が部会員となります。

部会で方針を決定し、実行委員会で最終決定を行うこととなります。

「手づくり部会」、「飲食部会」、「企画・会場部会」の3部会があり、登録している出店区分の部会にご出席いただきます。

「えにわマルシェ」を一緒に盛りあげよう！！

えにわマルシェ実行委員を募集します！

もっと「市民のためのつながるマルシェ」を目指して

実行委員って何をするの・・・？

新規
登録者の
審査

イベントの
企画・決定

会場レイアウト
料金設定
出店場所の抽選

実行委員同士の
交流・情報交換



えにわマルシェを
もっと身近に感じられるかも・・・

1～2ヶ月に1度、実行委員会を開催しています。

今までえにわマルシェに参加してみて、「もっとこうだったらいいのに」とか「こんなアイデアあるけど、どうかな？」と思ったことはありませんか？

2020年8月も、「えにわマルシェ」単独でのイベント開催を予定しています。これからの「えにわマルシェ」をさらに盛り上げるために、みなさんのアイデアをお聞かせください！

【申込・問合せ先】

えにわマルシェ実行委員会事務局

恵庭市役所 経済部 花と緑・観光課

TEL 0123-33-3131（内線2524）

FAX 0123-33-3137

E-mail : hanatomidori@city.eniwa.hokkaido.jp

